

第 1075 回 高知市教育委員会 6 月定例会 議事録

1 開催日 平成 23 年 6 月 17 日 (金)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 21 号 高知市社会教育委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 22 号 平成 23 年度教育委員会事務の点検・評価について

日程第 4 市教委第 23 号 平成 24 年度学校給食調理業務の新規民間委託実施予定校の決定について

4 報告

第 428 回市議会定例会に提案した予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

高知市教育委員会後援事業について

新図書館等複合施設整備基本計画(案)について

高知市立学校教職員の交通違反に係る措置について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	野 本 明 美
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	松 井 成 起
	市民図書館長(参事)	筒 井 秀 一
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	土 居 英 一
	学事課長	西 村 浩 代
	生涯学習課長	秋 沢 大 助
	青少年課長	片 岡 武 志
	スポーツ振興課長	徳 広 祐 一
	人権教育課長	岡 野 晃 之
	教育研究所長	尾 崎 佐知子
	市民図書館建設室長(副参事)	池 上 哲 夫
	青少年課長補佐	西 本 真 美
	総務課長補佐	近 森 象 太
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課主事	森 尾 美 舗

6 欠席委員

2 番委員 西 山 彰 一

第 1075 回 高知市教育委員会 6 月定例会 議事録

1 平成 23 年 6 月 17 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 50 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 2 時 00 分

野本委員長

ただいまから，第 1075 回高知市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

はじめに，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん，お願いいたします。

それでは，議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 21 号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課長の秋沢でございます。

高知市社会教育委員の委嘱について申し上げます。

社会教育法の第 15 条第 1 項の規定によりまして社会教育委員を置くことができるという規定がございます。高知市におきましては，高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例及び高知市社会委員会規則に基づき設置しております。

委員の定数及び任期でございますが，定数は条例により 21 名以内となっており，現在の定数は 18 名でございます。その構成につきましては，学校教育関係者，社会教育関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者となっており，任期は 2 年でございます。

今回の委嘱及び選考の理由につきましては，平成 23 年 7 月 6 日をもちまして 2 年間の任期が満了となりますことから，新たに委嘱を行うものです。現在 18 名の方に委嘱しておりますが，うち 13 名の方につきましては，引き続き再任に同意いただきまして，5 名の方が新任となっております。

具体的に申し上げますと，所属団体の役職変更によりまして，高知市小中学校 P T A 連合会が西込浩一さんから松持朋哉さんに，またテレビ高知が岡本康利さんから和田敦子さんに変更になっております。また，長らく委員としてご指導，ご助言をいただきました福田繁子さん，鈴木美津子さんのお二人ですが，平成 7 年から就任いただいておりますが退任され，また，川上菊子さんが所属団体の希望により辞任の申し出がありました。この 3 人の方々に代わりまして，新たに図書館協議会から川田真由美さん，これまで地元テレビ局でありながら，実は委嘱をしておりませんでした高知さんさんテレビにも入っていただきまして藤田ゆみ子さんをご推薦いただきました。

また，今回新たに推薦いただいたとさっ子タウン実行委員会は，子どもたちの仮想都市の取組みをされている団体ですが，その実行委員会から副代表をされておられる井上将太さんに委嘱をさせていただきたいと考えております。井上さんは現在 23 歳で，このたかじょう庁舎 2 階にあります N P O 高知市民会議にも所属され，若者の視点だけでなく，N P O や市民団体等からの新たな視点からのご意見を期待しております。

今回委嘱いたします委員の任期は，平成 23 年 7 月 7 日から平成 25 年 7 月 6 日までの 2 年間となっております。委員の男女の比率につきましては，今回の委嘱による増減はございません。委員 18 名中 5 名が女性となっております，男性 72.2 パーセント，女性 27.8 パーセントでございます。

以上でございます。

野本委員長

この件に関して質疑等はございませんか。

特にご意見がないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 21 号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 21 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 22 号「平成 23 年度教育委員会事務の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を、お願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

平成 23 年度の教育委員会事務の点検・評価についてご提案させていただきます。

お手元に配布させていただいております「平成 23 年度教育委員会の事務の点検・評価について」をお願いいたします。

まず、経過から申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で、平成 20 年度より教育委員会は、所管する事務の管理執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成の上、議会に提出、公表することが義務付けられました。本市での点検・評価の取り組みは今年度で 4 年目となりますが、これまでの取り組みについては資料に記載のとおりでございます。

なお、この点検・評価は、対象年度の事業について、計画・実施・評価・見直しの点検サイクルを行うわけですが、本市教育委員会としては、改善点を翌年度の施策に反映させるため、当年度の事務の管理執行状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を平成 21 年度より 12 月議会に提出の上、常任委員会で説明する取り扱いとしております。このため、対象事業につきましても継続性のある事業について点検・評価を行うこととしております。

今年度の対象事業は、平成 20 年度から継続しての 学力向上対策、平成 21 年度から継続して、学校給食における地域食材活用の推進、新規事業の 地域スポーツ振興の推進、新規事業の 放課後子ども教室運営の充実の四つを考えております。

まず、学力向上対策についてですが、平成 20 年度から 23 年度の 4 年間で、高知市の児童生徒の学力を全国水準まで引き上げることを目標としており、今年度は最終の 4 年目になります。昨年度は、対象事務の各事業について、ほぼ成果を上げているが少し見直しが必要であるとの評価があり、今年度は、中学校 3 年生の学習習慣における課題等を重点的に取り組んでいく予定になっております。

次に、学校給食における地域食材活用の推進です。本事業は食の安全・安心、地産地消、また学校給食での生産者との触れあいを通じた人間関係の構築などの教育的観点からも強く推進していくことが求められています。昨年度は順調に推移していると評価していますが、今年度は、昨年度の評価で課題として出てまいりました校区内生産量の確認や、生産者と納入業者の組織化などに取り組むことに加え、地域食材の活用と食育という教育を一体的に捉えるための評価指数と評価方法の検証を行い、家庭での食育の効果測定を実施したいと考えております。

三つ目は、地域スポーツ振興の推進です。すべての市民が、生涯を通じてあらゆる機会を捉え、それぞれの場所で、年齢、性別、体力、競技においてスポーツを自主的に行うことは、健康で豊かな市民生活を営むために必要です。そして、スポーツを個人だけではなく、地域の中で組織的に行うことで、そ

の機会を増やすことは言うまでもなく、地域としてのつながりを深め、地域力を高め、文化としてのスポーツへと発展することも期待できます。そのための中心的な役割を担う各地区の体育会についてですが、高知市には現在各小学校区 41 地区に設置されています。

しかし、構成員の高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、活動が衰退しつつあるのが現状です。そこで、各地区の体育会の現状を把握し、活動が十分に行われていないと思われる体育会について、原因を分析し、助言、指導を行ってまいりたいと考えています。

四つ目は放課後子ども教室運営の充実についてです。放課後子ども教室は、平成 19 年度創設の放課後子どもプランに基づき、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、放課後などに小学校の余剰教室等を活用して、子どもたちの安全、安心な居場所を設け、地域の方の参画を得て、勉強やスポーツ、地域との交流活動などを実施するものです。現在高知市では、全学年を対象とした教室を 9 校、4 年生から 6 年生までを対象とした教室を 19 校、そして中学校 2 校で行っております。

事業としては、地域、学校の協力を得ながら開設校を着実に増加させておりますが、未設置校もございます。今後は、安全、安心な居場所作りのために、実施者やボランティアの意見などを聞き、内容の充実、学習環境の改善を行っていきたいと考えています。

最後に、スケジュールについて簡単にご説明をさせていただきます。6 月に点検・評価の実施事業を決定し、9 月末までに事務局で 1 次評価を行います。10 月に外部の学識経験者を点検・評価委員として選任、委嘱し、ご意見をいただきます。11 月に教育委員会としての評価を決定していただきます。12 月に報告書を市議会に提出し、経済文教常任委員会で報告し、ホームページに掲載して市民に公表いたします。

説明は以上でございます。

野本委員長

この件に関して何かご質問はございませんか。

西森委員

平成 22 年度の取組みと 23 年度の取組みを比較したときに、平成 22 年度の 学校施設の耐震化、工石山青少年の家の利活用促進、自由民権記念館出前講座等の実施が、それぞれ終了しているように見えるのですが、これは 3 年計画みたいなものだったのでしょうか。

総務課長

総務課長の池島でございます。

この点検・評価につきましては、継続性がある事業と申し上げましたが、ある一定、複数年での評価をいたしましたら見直しを必要としているところでございます。

学校施設の耐震化につきましては、現在学校施設、校舎等の耐震化計画に基づいて推進しております。また、教育委員会事務局だけではなく、市長部局も含めて先般の東北大震災を受けて、プロジェクトチームを作成して計画を練り直しているところでございます。そういった点からも、学校施設の耐震化につきましては、ある一定の評価をいただいたと考えています。

工石山青少年の家の利活用の促進及び自由民権記念館の出前講座等の実施につきましては、2 年間の継続した評価をいただいておりますので、これらの評価について今後活用していきたいと考えております。そういった意味でこれらの 3 事業につきましては、一定区切りをつけて新しい事業として 2 項目を加えた次第でございます。

野本委員長

先ほどの学校施設の耐震化のことについて、予算のこともあろうかと思いますが、一層進めるようにお願いしたいと思います。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

学校施設の耐震化については、国等からもさまざまな指示も出されておりますので、それらを踏まえて一層進めてまいりたいと思います。

野本委員長

他にご意見がないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 22 号「平成 23 年度教育委員会事務の点検・評価について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 22 号はそのように決しました。

次に、日程第 4 市教委第 23 号「平成 24 年度学校給食調理業務の新規民間委託実施予定校の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学事課長

学事課長の西村でございます。平成 24 年度学校給食調理業務の新規民間委託実施予定校について、ご説明いたします。

高知市学校給食調理業務の民間委託につきましては、昨年 5 月に潮江東小学校での試行検証の結果を受けまして、本年度からの本格実施が決定をいたしました。民間委託実施校の三つの条件、保健所の営業許可の取得が可能であること、真空冷却機が設置されていること、栄養教諭又は学校栄養職員が配置されていることの三つの条件を満たしている学校につきましては、本年 4 月の時点で、昨年度の決定施設から 1 施設減り 16 施設となっております。

これを東・西・南・北のブロックに分けまして、本年度は本格実施の初年度ということから、潮江東小学校と同程度の学校規模であり、また給食の献立グループも同じである南ブロックの長浜小学校、横浜新町小学校の 2 校を新たにに加え 3 校で実施しております。現在順調に給食が提供されていることをご報告いたします。

今後におきましては、ブロックごとの選定を行ってまいりますが、特定の条件による優位性などは特になく、来年度は北ブロックといたしました。ただし、本年 4 月施行となりました高知市入札契約制度基本方針や地元企業の育成の観点につきまして、一定の配慮の必要性を感じておるところでございます。こうした観点から検討の結果、来年度は北ブロックから選定することとし、高知市北部の 2 校、1 センターを対象といたしました。施設、学校名は、高知市鏡学校給食センター、初月小学校、泉野小学校でございます。

今後の予定につきましては、本日お配りいたしましたお手元のスケジュール案により、学校長、PTA 会長、PTA 役員、教職員への説明を順次実施し、今月末から来月上旬にかけて、保護者対象の説明会を実施する予定でございます。スケジュール案以降の資料は、保護者に配布予定の資料でございます。

以上でございます。新規民間委託実施予定校の決定につきまして、よろしく願いいたします。

野本委員長

この件に関して、ご質問等はありませんか。

山本委員

鏡学校給食センターと泉野小学校、初月小学校ということですが、学校規模が多少違うと思うんです

が、その辺りはどういう理由でしょうか。

学事課長

学事課長の西村でございます。

学校給食調理業務の民間委託導入校は、東・西・南・北の基本2校ずつで決定していくということでした。鏡学校給食センターは、鏡地区に所在し、鏡幼稚園、鏡小学校、鏡中学校、土佐山小小学校、土佐山中学校、5月1日現在の児童生徒数が166名ですが、これらの5施設に配送しておりますが、給食センターで一つの仕様としていきたいと考えています。また、本年4月から始めています長浜小学校、横浜新町小学校と同じ考え方で、北部の泉野小学校と初月小学校2校を一つの仕様で考えています。

野本委員長

鏡学校給食センターのことを説明していただけますか。現在もセンター方式でやっているわけですね。

学事課長

平成17年1月に鏡村、土佐山村と高知市が合併しましたが、それ以前は2村の組合立の給食センターとして給食を提供していました。それをそのまま高知市が引き継ぎまして、鏡の給食センターで給食を作り、土佐山に配送車1台、それから鏡は幼稚園、小学校、中学校3か所に配送車1台で給食を配送してきております。

西森委員

ご説明の中に「しよう」という言葉があったのですが、「しよう」というのは「仕様」という字ですね。鏡学校給食センターを一つの仕様で、残りの2校のほうを一つの仕様でと聞こえたのですが、仕様というのはどういう意味になりますか。

学事課長

契約書につける、それぞれの学校のクラスでありますとか、配食の時間であるとかそういった細かいものを書いたものが仕様というものになります。鏡給食センターは先ほどご説明させていただきましたように、2ルートで配送ということが入っておりますので、今回鏡学校給食センターの調理業務と併せて配送業務も民間事業者をお願いしようと考えておりまして、鏡学校給食センター用の仕様書と他の2校の仕様書が別になるということです。

西森委員

そうするとイメージとしたら、初月小学校についての契約書に仕様書が付いて、泉野小学校の契約書に仕様書が付いて、これが調理業務の委託の内容で、鏡学校給食センターは、契約書と仕様書がその中に入っている、調理と配送を同じ業者にまとめて委託するということですか。

学事課長

学事課長の西村でございます。

初月小学校と泉野小学校につきましては、大きな契約の条項の部分は同じですけれども、二つの学校とも学校にそれぞれ調理場がございますので、別表という形で、別表Aが初月小学校、別表Bが泉野小学校というような形になっております。

松原教育長

初月小学校と泉野小学校は一つの企業がやり、そして鏡学校給食センターは鏡学校給食センターだけで業者が決まるということです。

野本委員長

2業者になるということですか。

松原教育長

別々の選定になるということで、1業者が二つとも採用されることもあるけれども、要するに仕様書

が一つということですから、鏡学校給食センターが一つの仕様書、泉野小学校と初月小学校が一つの仕様書でやることになるので、業者としては最大二つの業者が入るということで、場合によっては一つの業者が全部採用されるかも知れないということですね。

学事課長

はい。

西森委員

最初に受けた感じは、A、B、Cという3社になるというイメージでしたけれど、2社ということですか。

学事課長

はい。

松原教育長

今やっている長浜小学校と横浜新町小学校も1社で、潮江東小学校が1社、3校を2社でやっているわけですね。

野本委員長

給食センターになると学校との関係が、距離的なこともあって取りにくいのではないかと思います、それは民間業者であっても、今現在やっているような直営であっても、やっぱり関係性は薄くなっていくと思うのですが、なお、業者になると余計に関係性が密にならないとしんどくなると思うのですが、その辺りの心配、不安材料はありませんか。

学事課長

その点につきましては、学校給食センターには、食数にもよりますが栄養職員が1名配置されるようになっております。ですので、現在の栄養職員も配置のままでございます。栄養職員が核となりまして、それぞれの配送校と現在も連携をとっておりますので、その部分は変わることがなく実施ができるものと考えております。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

なお、この契約につきましては、仕様についてはこれからなのですが、プロポーザル方式を考えておりますので、民間事業者からの提案等が期待されております。サービス向上などの提案などがいただければというふうに考えております。

野本委員長

今までにない新しい形の委託になりますので、そこら辺りよろしくをお願いします。

もう一つ、地元の業者さんの参画もこれからの問題だと思いますけれども、その辺り2年目に入ってきましたけれども何か動き等がありましたらお願いします。

総務課長

地元業者につきましては、最初に学事課長が申しあげましたように、高知市として契約基本方針のなかで地元業者への受注及び育成というようなことが大きくうたわれております。それを受けまして、教育委員会におきましてこの業務を考えたわけです。昨年度の実績の中で、実際受注したのは県外業者ですけれども、ある一定地元業者の努力といった部分が見られましたので、大いに期待できると考えています。それと鏡学校給食センターにつきましては、食数が166食、児童数がそのくらいの規模でございますので、そういった部分も、地元業者への配慮であるというふうに考えています。

山本委員

民間委託につきましては、いろいろな意見が出ていると思うんですが、それに対する評価や、感想な

どがあれば、お聞かせください。

学事課長

現在やっております3校につきまして、潮江東小学校は3年目ですが、民間委託導入後は、各学期末に、校長、栄養教諭が選定基準となる大きな4項目につきまして、A・B・Cの評価をつけております。基本的に給食が普通に出ているというときのBを基本にして評価しておりますが、A又はBという評価で、特に大きく困ったことは出ておりません。その評価表をもちまして、学校に設置しました給食運営委員会でその評価を受けまして、業者、学校側そして保護者の代表の方で共通認識を持ちまして、よりよい給食の向上に向けて協議しております。

松原教育長

新しく導入した、長浜小学校と横浜新町小学校の状況というのはいかがでしょうか。スムーズに行っていますか。

学事課長

長浜小学校と横浜新町小学校につきましては、選定結果が潮江東小学校を受託していた業者が選定されたということも一つの要因であるかも知れませんが、非常に高知市の学校給食の方向性というものを知っていただいております、スムーズに進んでおります。

特に、横浜新町小学校におきましては、食物アレルギーの児童が大変多いですけれども、民間業者さんがアレルギー担当の栄養士さんを1名、専任で配置してございまして、その方が確認しながら責任を持って対応していただいております。その点については、非常に安心感が増しているという状況にございます。

野本委員長

今度は、鏡学校給食センターと、初月小学校、泉野小学校と大きな規模の学校ですので、いろいろとご配慮も必要と思っておりますがよろしく願います。

それでは、他にご意見もないようですので、この辺で質疑を終了し採決に移ります。

市教委第23号「平成24年度学校給食調理業務の新規民間委託実施予定校の決定について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第23号はそのように決しました。

続いて報告事項です。第428回市議会定例会に提案した予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

6月8日に教育長専決を経まして、第428回6月市議会定例会に提案しました議案の内容について、ご報告をさせていただきます。

議会に提案しました教育委員会の議案は、平成23年度補正予算議案3件でございます。お手元に配布させていただいております「平成23年6月定例市議会提出議案一覧(教育委員会所管分)」をお願いいたします。

まず、(1)子育て力向上支援事業費でございます。本事業は核家族化や少子高齢化の影響で、子どもとの接し方が分からなかったり、子育てに不安や悩みを抱えたりする保護者が増加していることから、県の子育て力向上支援事業費補助金を活用し、一日保育者体験事業、園内研修、親育ち支援啓発事業のい

ずれかを実施することにより、子育て力の向上、保護者・保育者の相互理解の促進、保育・教育の質の向上を図るものでございます。今回、市内の幼稚園の中から公立1施設、民間5施設を対象にその取り組みを支援するものでございます。

次に(2)の小学校と(3)の中学校の道徳教育用教材活用支援事業費でございます。この事業は、文部科学省が学習指導要領に基づく道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため公募実施する道徳教育総合支援事業の採択を受け、道徳教育用郷土資料集を作成し、市内の小中学校の児童生徒全員に配布するものでございます。本市としましては、郷土の自然や伝統、偉人の伝記また地域の行事や人との関わり、生き方等を題材とした資料集を作成し、小中学校の道徳教育を一層促進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

野本委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

西森委員

(1)の子育て力向上支援事業費ですが、幼稚園で公立1園、民間5園で予算として55万円です。その内訳を教えてください。

総務課長

公立幼稚園のかがみ幼稚園につきましては、消耗品費、備品購入等に5万円の予定です。民間幼稚園につきましては、高知学園短期大学付属高知幼稚園、杉の子幼稚園、桜井幼稚園、杉の子第2幼稚園、芸術学園幼稚園で、いずれも公募をかけたところ、手を挙げた民間の私立幼稚園ですけれども、これらは、1日保育者体験事業、園内研修、親育ち啓発事業等の執行につきましの補助金になります。

西森委員

民間は、補助金としてお渡しして、どういう形で使われるかは民間の中の会計でやられることだと思うのですが、公立のかがみ幼稚園に関しては、備品とか消耗品の5万円くらいがこの事業に関して必要になるということでしょうか。

松井教育次長

例えば、園内研修等で講師を依頼するという使い方もあると思います。かがみ幼稚園の場合、公立は5万円という制限があります。私立は10万円です。この事業に使うための消耗品あるいは備品を整備するという部分もあるかと思えます。

総務課長

予定されているのは、図書教材、遊具等になるかと思います。

西森委員

保育園でなく、幼稚園にやるというのはどういう理由なのか教えていただけますか。

総務課長

本事業につきまして、教育委員会は幼稚園を提出していますが、同様に健康福祉部において保育園もこの事業で補正予算を提出しております。

西森委員

わかりました。

(3)に関連して、道徳教育用郷土資料集を配布すると言われていたと思うのですが、作成もなさるのですね。

学校教育課長

本事業は国の事業を受託するものですが、作成そのものは県教育委員会が設置します作成委員会が作

成します。その作成委員の中に本市の教員も入って作成に携わり、その原稿を基に印刷製本する部分についての予算をお願いするものでございます。

山本委員

子育て力向上支援事業ですけれども、「子どもへの接し方が分からなかったり、子育てに不安や悩みを抱えたりする」という表現は、すごく当たっている部分があると思うのですが、こういった保護者だからこそ、参加しづらいことが多くあるので、なるべくそういった普段あんまり参加されない保護者が参加しやすい形で有効に使っていただければありがたいと思います。

学校教育課長

保護者等への働きかけについては、おっしゃるとおりそれが必要な保護者が参加できるようにしていきたいと考えております。

野本委員長

道徳教育の教材のことですが、これは今年プロジェクトチームが県にできて、市の先生も入って、そして作られるわけですね。今年作って、今年印刷をするということですか。

学校教育課長

これから作成にかかりまして、学校への配布は、現在のところ2月末から3月初めということになるかと思えます。郷土に根差したものですので、教員が教育をしてよりよい資料にするためにこれから作る、このような計画かと思えます。

野本委員長

1年間で作るということで、なかなかハードなスケジュールですが、手元に置いておきたいようなものになれば良いというふうに思えます。

学校教育課長

きっといいものができると思います。

松原教育長

補助率が10分の10で87万1,000円という予算は、高知市の教育委員会が作成に使うわけですね。それぞれの市町村もそういうような形の予算を全部組んで、トータルで200万円とか300万円という予算で作るのか。高知市の87万1,000円で作ったものを、市町村が利用するのか、それはどうなのですか。

学校教育課長

本市の場合、中核市ですので、印刷製本に関わるものの契約は、国と直接という形になりますので、印刷のみを今回参加しておるものですが、他の市町村は、作成と印刷まで県が行って配布するという形になります。そこが違いますのは、本市が中核市であるということで、もともとの事業の性格上、そういうことになります。

西森委員

(1)ですが、この対象として応募できるお母さん、お父さんというのは、対象の園に子どもが在籍しなくても、あるいは幼稚園の年齢に達していなくて、杉の子幼稚園にも桜井幼稚園にも縁がないけど行きたい人は行けるという事業でしょうか。

学校教育課長

基本的には、園に在籍する保護者にお知らせして、それを受け入れる形になるかと思えます。実際に、自分の子どもさんが、その中で生活をしている様子も踏まえて見ていただくことが、幼稚園の教育内容の理解につながると思いますので、そういうコンセプトでの実施になるだろうと思っています。

野本委員長

幼稚園では、園庭開放などをやられているので、まだ幼稚園に行っていない子どもさんの保護者の方に

は、その日に合わせて講演会をしたり、勉強会をしたりというやり方もあるのではないかと思います。他に質問はありませんか。

他に内容ですので、次に、「高知市教育委員会後援事業について」事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池島でございます。

教育委員会から人権教育を考える講演会実行委員会あてに通知しました文書をお手元にお配りしていますのでご覧ください。教育委員会名の名義後援をしないこととしたことについての報告でございます。

その内容は、申請書に人権教育を考える講演会実行委員会から7月25日に四万十市立中央公民館で、7月26日に男女共同参画センターソーレでそれぞれ開催されます人権教育講演会の名義後援の依頼が提出されました。その内容を事務局で検討した結果、次の理由により後援しないことといたしました。

その理由は、教育委員会の後援につきましては、教育委員会が教育的見地から当該事業の趣旨に賛同し、その実施について奨励する場合において後援することと定めております。しかしながら、今回の講演会事業が目指す内容が、申請書類などから本市が進めている人権施策に沿うものかどうか、その実施について奨励できるものかどうか、最終的にこの内容では判断できなかったことによりまして、後援しないことといたしました。

説明は以上でございます。

野本委員長

この件に関して質疑はございませんか。

西森委員

お分かりにならないければ結構ですが、年間に市に対する後援依頼はどのくらいあるのか、もちろん年度によっても違うと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長

数については、正確な数字は今把握しておりません。また調べましてご報告します。

松原教育長

この共催や後援の決定ですが、申請があって、これを共催する、後援するということも含めて教育委員会が本来は決めます。けれども凄く煩雑になるため、教育長専決として、その後報告するようになっています。報告も余りにも多すぎるために、今までの経緯の中で、今回みたいに後援しないような特別な理由があるときだけ、協議していただいているというような状況です。

山本委員

説明だけでは内容的に分かりづらいのももう少し具体的に、どこがどういった理由で後援できないのかを、分かっている範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

人権教育課長

人権教育課長の岡野でございます。

後援に当たっては、高知市教育委員会の共催及び後援に関する取扱要領を基に判断しているわけですが、当実行委員会から提出していただきました資料の中で、取扱要領に基づいて後援できるかどうか判断できなかったために、事務局により内容の分かるものを提出してくださいと依頼しましたけれども、これ以上のものはないということで、提出していただいた資料で判断させていただいたものでございます。

野本委員長

内容がよく分からないというのはどういうことでしょうか。

人権教育課長

資料の中の趣旨及び目的等の中には、お手元の資料のような表現で書かれているのですが、例えば、こういった内容の研修会になるのか、その辺りが先ほどの高知市教育委員会の後援に関する取扱要領の内容に沿うものかどうかということが判断できなかったため後援できないという判断になったものです。

当該の実行委員会からは、平成 21 年度から後援の申請が高知市教育委員会にありまして、昨年、一昨年度も提出していただいた後で、もう少し内容の分かるものはありませんか、有ったら提出してくださいとお願いしたけれども、これ以上のものはないということで、昨年度にも後援できないとお知らせをしたところです。

野本委員長

再度ご意見をいただきたいと伝えたいけれども、追加のものがないということで後援をできないという判断されたということですね。はじめの資料だけで判断できないときは、追加の資料を提出いただくことで、後援する場合もあるということですね。

人権教育課長

はい、あります。より分かるものを提出してくださいとお願いして、提出していただいた場合には、取扱要領に基づいて判断していくことになります。

西森委員

後援というのはいろいろあると思いますが、よくパンフレットに後援というところに名義が入っているだけ場合のと、協力金を必要とするような場合もあるかと思いますが、市の後援というのは専ら名義だけということでしょうか。

総務課長

高知市教育委員会の後援については、取扱要領が定められておりまして、その要領の中では、後援については、教育的見地から当該事業の趣旨に賛同し、その実施について奨励をすることを言うとなっています。

松原教育長

名義後援ですね。

団体が後援申請をして決定し、教育委員会が推奨することとなったときは、この日に例えば教職員が参加するときに、これは職務免除で研修として位置付けられますので、教職員として参加しやすい条件が生まれることとなります。これが、夏季休業中に実施されます。教育委員会が推奨しているわけですから、先生方が授業に支障のない範囲で研修に参加することができるようになります。後援がない場合は、参加が難しいということで、後援申請されることがあります。

野本委員長

ほかによろしいでしょうか。

特にないようですので、新図書館等複合施設整備基本計画（案）について、事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館長の筒井でございます。

お手元に新図書館等複合施設整備基本計画（案）をお配りしています。前回の教育委員会で中間取りまとめということで報告させていただきました。その後、各方面からご意見をいただき、県・市の事務局で詰めたものが、この新図書館等複合施設整備基本計画（案）でございます。

本日の教育委員会そして6月議会を経まして、その議論を受けた上で、最終的に案を取った形に整え

まして、次の設計業者を決める作業に進む予定となっております。

本日は中間取りまとめからの大きな変更点を中心にご報告いたします。

2ページをお願いします。複合施設等整備基本方針で中間取りまとめとそんなに変わっておりませんが、「2 共通事項」の「(1)災害への備え・避難所機能」というところで、緊急避難場所（津波避難ビル）ということで、性格を明確にしたところです。

続きまして、10ページをお願いします。「5 サービス目標とそれに伴う人員体制の基本」ということで、サービス目標を掲げております。その前段に、「4 新図書館において実施するサービス及び業務」ということで、中間取りまとめと同様ですが、新しい図書館でのサービス及び業務を記述しまして、それに対する目標を掲げております。「(1)サービス目標」ですが、直接貸出しは平成22年度実績の2倍以上を目指す。平成22年度実績は、両館で約55万点ですので、2倍ですと110万点ということになります。直接貸出しというのは窓口で貸出すことですが、100万冊を超える貸出しの図書館にしようということで、100万を超える図書館は、全国的にも大型の図書館ということになります。

次に、県立図書館の役割としまして、市民図書館を除き市町村立図書館等への支援ということがあります。それを一つの数値的なサービス目標として設定したいということで、市民図書館以外の市町村立図書館への貸出しを、新しい図書館が動き出して5年以内に、平成22年度実績の2倍以上になるように、具体的な協力貸出しや長期貸出しによって支援していきたいということです。平成22年度実績、高知市民図書館以外の市町村立図書館の貸出しは、一人2.2冊となっておりますので、これを4.4冊と設定しているところでございます。

11ページの上ですが、レファレンスサービス・サービスです。これは、貸出しを2倍と想定しましたので、レファレンス・サービスについても、2倍の年間3万件くらいの窓口対応が発生するだろうと考えております。それに満足してもらえるサービスを準備しなければいけないということでございます。

予約サービスですけれども、他館の例を見ますと、3倍から場合によっては10倍近く一気に伸びるという例もあるようでして、読み切れないところがありますが、平成22年度実績の3倍、年間4万件以上になる可能性があるかと判断しております。そういう予約サービスの充実に取り組むということです。

そういう目標を実現するための人員体制などを次に記述しております。図で説明したいと思しますので20ページをお願いします。11ページから18ページにかけて、サービスの中身、あるいは必要な施設、設備を述べていますが、それをまとめたものが20ページの図でございます。

図書館は、基本的に利用者のゾーン、サービス・業務のゾーン、書庫ゾーンと大きく三つに分かれます。利用者ゾーンとサービス・業務ゾーンは、特に窓口の部分で重なるということで、図でも重ねております。利用者からいたしますと、一般書架の開架スペース、全体では30万冊の開架を実現しようとしています。一般書架はそのうち例えば20万程度は出ようかとは思いますが、一般書架の開架コーナーがあり、また仮称ですがティーンズ・コーナーというものを設けます。子ども読書については、小学校6年生までというところが、公共図書館の大事な柱として、全国的にも物理的なスペースとしては確立していますが、その次の中高生の、思春期といいますか、人格形成の大事なときの世代へのサービスというの、今日、公共図書館の大事な柱として語られてきていまして、ヤングアダルトサービスといったり、ティーンズ・コーナーといったり、まだ用語も全国的にこれでいこうということではないですが、そこを大事にしようという流れはもう確立したものでして、新図書館においても、仮称ではございますが、その世代を意識したサービス、コーナーの設置を考えておりまして、ティーンズ・コーナーとしております。

一般的な貸出し窓口あるいは返却窓口、予約窓口はイメージとしては、一般開架とセットで考えております。そして新しい図書館で、パワーアップしようというのが、レファレンス・課題解決支援という

ことで、これは取りきりの部屋というイメージではございませんが、一定ゾーニングが必要かと考えております。サービスとしては、健康安心情報のサービス、ビジネス産業支援のサービスというものを柱にしてはどうかということで、この基本計画が成り立っています。

そして今日の時代ですので、インターネットやデータベースあるいは視聴覚資料の利用と、いわゆるデジタル資料の利用サービスということもここに置いております。議論としては、一般開架、ティーンズ・コーナーに持っていくということも考え方としてはあるかも知れませんが、現時点の新図書館の考え方では、デジタル資料については、取り扱い方も、より丁寧な説明が必要という意味でここに置いてあります。

レファレンス窓口それから産業支援サービスなどは、より込み入った相談が必要だろうということで、一般的なレファレンスとより込み入った課題解決のための相談窓口といった二つの窓口を想定しています。

それから、郷土資料ですが、これまでも、県立図書館、市民図書館とも両者とも充実を図ってきた資料群ですが、これにつきましては専用窓口を設けます。他県の大きな図書館を見ますと、郷土資料コーナーは、独立した部屋にしているところも結構ございます。いずれにしても専用の窓口を設置したいということです。

それから、子どもの読書コーナーです。これは、現在の県立図書館、市民図書館とも独立した部屋で、建物の階層の関係でそうせざるを得なかったこともあります。独立した部屋として子ども室が設けられていまして、専用のカウンターが設けられています。今回の図書館においても、空間の作り方は、設計の中で考えていく必要がありますが、子ども読書が、一つの塊として当然想定されております。

なお、その中には、児童図書研究室ということで、これは大人用です。児童図書に関心のある方や支援されている方あるいはボランティアとして読み聞かせ活動をしている方は結構おいでまして、そういう方々の連絡、勉強の場というのが、県立図書館の子ども室には大体どこでも設けられていまして、今回の新図書館におきましても、そこを充実した形で設定したいということで、それは子ども読書の中に通常設定されています。そういうような利用者がいらっしゃったら、こういうサービスがある。それに対して、専用の窓口を設定しようということなのです。

なお、そういうところで本を手にとっていただいて、どこで読むかということですが、大体2階の下でございます400席から500席程度をかまえたいと思っておりますが、一般的に思います閲覧スペースを当然かまえるということです。

それから、静読室ですが、ほんとに静かに読みたい人というのが必ずいまして、新聞をめくる音もうるさい、キーボードの音も嫌という人もいます。今日の図書館は全体を静かにせよというのは、事実上コントロールは無理ですので、この部屋はほんとに静かに読むところだというように部屋を作ったほうがいいということで、新図書館におきましても、ここは静かに読んでくださいという部屋をちゃんと構えようという考え方です。それとは別に、少しやり取りもしながらやっていいですよという部屋で、グループ学習・研究室というのがそれはそれで必要となります。

それから視覚障害者の方のための対面音訳室、それから、雑誌、新聞の閲覧室というかコーナーというか、作り方ですが、雑誌、新聞を閲覧する場所が必要となります。当日新聞については、非常に利用が多いというか、朝早くから並んでいる方もいまして、今の考え方としては、当日新聞の閲覧スペースは、それなりにきちんと構えた方がいいのではないかとということで記載しています。

それから右に行ってください、ホールと研修室、集会室等は、スタッフも利用者も共用で使うということで重なったところに置いてあります。右の方のサービス業務ゾーンで、大量の数百万の物理的な移動が発生することになりますので、バックカウンター（書庫、出納等）を機能的に設計することが重

要となります。この図では、とりあえずバックカウンターが窓口の後ろにあるという表記にしております。それが書庫につながっていくということです。

それで、書庫は整理が済んだのを静かに置いておくという書庫，一般書庫，和装本書庫，貴重書庫です。それから，貴重書の閲覧室ですが，場合によっては監視が効くような環境が必要ということで，書庫ゾーンに置いてあります。それとセットで，どんどん本が入ってくるので，それを館のものとするための一連の作業が発生するというのが資料組織化（整理）作業室というイメージです。

配送作業スペースは市民図書館の分館，分室 21 か所，それから県立図書館の市町村図書館，学校図書館等の支援で，一般貸出しとは別に，おそらく百万冊のオーダーで本が出ていくと考えています。そういう作業スペースを機能的に配置したいということです。

それで上に，事務管理スペースで，事務室等があるというイメージ図を描いております。なお，右の下にはエントランス，階段，当たり前ですが一般的なスペースの共用スペースが配置されるというイメージで考えております。これに必要な設備あるいは体制を今後進めていきたいということで基本計画を作っております。

続きまして，子ども科学館ですが，これも中間取りまとめから基本的には変わっておりませんので，31，32 ページで説明いたします。31 ページに施設構成の案ということで，中間取りまとめより少し詳しくしております。展示，実験・学習等スペースで，常設展示室，企画展示室，収蔵庫，プラネタリウムで約 900 平方メートル，実験室，工作室で 240 平方メートルと合わせて 1,140 平方メートルがお客さんに使っていただく場所となります。収蔵庫は違いますが，収蔵庫の中にどんどん利用者が立ち入ることはありません。そういう点では，収蔵庫が管理スペースという考え方も成り立ちますが，今回全体のスペースが少ないので，収蔵庫も一部開放するとか，あるいは窓をつけて見える収蔵庫ということも議論として想定されていまして，一旦展示実験学習スペースに収蔵庫を置いてあります。あと，管理スペースとしてそういう業務の準備に当たる実験準備室，調査研究室，格納庫等と，一般的な管理の事務室，会議室等が 360 平方メートルで，合わせて 1,500 平方メートルを想定しています。そのイメージ図が 32 ページです。

共用スペース，エントランス，エレベータ，階段を取りあえず真ん中に置いていますが，上がって行っていただいて，基本的にはそこから，展示，プラネタリウム，実験学習スペースに行き来できるというイメージで整備してはどうかということです。実際の設計を詰めていくと，展示スペースと実験学習スペースは，もっと融合的な配置になろうかと思いますが，機能のイメージとしてはそのようなことです。屋上につきましては，実験学習スペースとセットで屋上との行き来を想定しているところです。管理スペースについては，先ほど言ったようなものを置いてあります。実際は，管理スペースの，特に実験準備室と隣の実験室というのはかなり近くにしなければいけないというのが予想されますが，それは基本設計の中で専門家と設計を詰めていきたいということでございます。

そして 33 ページに施設概要を掲げています。下線部分ですが，中間取りまとめでは面積を 5,000 平方メートル程度だけにしておりましたが，動線ですとか，回遊性の確保等々で，遊歩道，多目的広場を合わせて整備する必要がありますので，その用地を 2,000 平方メートルとしまして，7,000 平方メートル程度の用地を一体的に整備するという計画に修正してあります。

それから，(4)の駐車場問題ですが，これが事務局として方向性を出したところです。「(ア)利用者専用駐車場の方式」でございます。二つの方式の併用ということで，次の 34 ページの図を見ていただいた方がいいかと思いますが，平面式駐車場と機械式の地下立体駐車場を設けて，いずれの方式も料金徴収ができる形式としたいということです。

進入路は追手筋と東側の中の橋に，出入り口を両方に設けますけれども，日曜日は追手筋が使えませ

るので、中の橋からの出入りのみ使うというイメージです。平面式駐車場及び機械式地下立体駐車場は、いずれの出入り口からも行き来ができる配置とするということです。

駐輪場は、350 台程度の駐輪場を平面式で建物の 1 階部分に設けたいということをございまして、上が北の追手筋でして、右が中の橋通りです。中の橋通りが建物の敷地へちょっと入ってきていますが、いわば敷地をセットバックしまして、道路を広げるイメージです。進入のレーンを作りまして、B の出入り口から敷地へ進入しまして、建物の 1 階のピロティ部分を進入します。その進入の通路の両側に車及び自転車、バイクの駐車場、駐輪場を平面で設けたいと考えております。それで、進入して突き当たり丸い部分がありますが、ここに機械式の地下立体駐車場を置いてはどうかという案です。合わせて 100 台程度が確保できるということで基本計画をまとめたところです。

整備日程は、今までのとおり平成 27 年度中の開館を目指して作業を進めたいと考えております。

報告は以上です。

野本委員長

この件について、質疑等はありませんか。

山本委員

駐車場ですが、出入り口の B のところですが、ここは交差点からそんなに離れていないように見えるのですが、北向きの車が混んだ場合には、日曜日等で出にくくなるようなことはないですか。

市民図書館長

市民図書館長の筒井でございます。

法的には、交差点から 5 メートル以上離れないといけないということになっていて、もちろん離れなくても、進入レーンを一定長くとして、進入する時に一般車両の邪魔にならず、渋滞を起こさないように進入するというので、この位置については悩ましいところは若干ありますが、比較的北寄りになることは間違いのないと思います。

したがって、出て左折して追手筋の方に出ようという時に、一般の通行車両との取り合わせの問題が起こります。そういう点では、人の配置も含めて捌くことをしなければいけないかと思っています。

野本委員長

この取り付け通路は、片側 1 車線ですよね。

市民図書館長

既存の道路が片側 1 車線で、もう 1 車線分進入レーンをとるとということです。

野本委員長

中はどうですか。

市民図書館長

中は、片側行き違いができるようにしています。

野本委員長

南側に遊歩道がありますね。ここへの出入り口は南側ですか。

市民図書館長

ここは民間の用地ですので、市が何か絵を描ける状況ではないです。色を塗っている部分は市の用地ですので、東西に抜ける遊歩道は確保したいと考えています。

野本委員長

そうすると自転車で東西を回遊することも可能ですね。

市民図書館長

遊歩道をどうしたらいいかは、市の全体の考え方をどう調整するかになると思います。

野本委員長

地下立体駐車場ですが、ここは津波のときなども考えたとき、この方法がベストだということですか。
市民図書館長

これまで、地下を全面的に掘ってやる地下自走式という案を議論してきましたが、地下自走式は人間も地下に入りますので、何かの時には人の安全の問題が出てきます。この機械式は人が降りますので、基本的に人命の問題は起こりません。それで、技術的に、これは専門のところと詰めないといけませんけれど、地下に水が入らないようにさまざまな工夫が可能ではないかと聞いておりました、そういう点では、こちらの方がいいのではないかと判断をしております。

理論上は、地上の立体駐車場も理屈は一緒になりますが、それは建物全体の体積が非常に大きくなりますので、景観等への影響もあり、それは避けて地下にしたという考え方です。

野本委員長

貸出しが倍増する、人の通りも倍増する、車の通行量も倍増する、それで日曜日は追手筋側の入口が使えないということですが、シミュレーションなんかはされているのでしょうか。

市民図書館長

通行量調査はいたしまして、生データはございますが、分析はこれからです。一応、平日と土曜日、日曜日の車両、自転車、歩行者の通行量については、最新のデータを持つことができましたので、それを基に人の動き等、今言われたようにシミュレーションしてみないといけないところです。

ただ、今のところシミュレーションまでは至ってない状況です。

山本委員

案では、Aですと西方向のみ、Bですと北方向のみの出口となっています。本来両方から出られればいいのですが、渋滞等を考えると進入禁止ということもあるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

市民図書館長

運用側としましては、左折して、左折で出ていく、右折は渋滞等の問題が出てきますので、そういう運用にすべく、人の配置なり、サインなりをしていきたいと考えております。道路交通法として進入禁止はできないかと思っております

新図書館建設室長

新図書館建設室長の池上です。

まず、Aの追手筋の方の出入り口ですが、ここは中央分離帯がありますので、ここと出口がうまく調整ができれば、まだ平日等は右折の可能性は何とか考えています。ただ、中央分離帯に当たる様な形になりますと、左折で出て行くような形になるのではないかと思います。

それと出口Bの追手筋の方ですが、先ほども市民図書館長が申しましたように、基本的には左折で進入し、そして左折で出て行くような形で工夫したいということで、人の配置等を行う予定でございます。

西森委員

そうすると日曜日ですが、Aは塞がっていて、Bから出ようと思ったら、左折で出るのですよね。そこは日曜日で人が行き来していると思うのですが、そういう状況になるのでしょうか。

松井教育次長

その手前に信号がありまして、車が詰まっておれば待機になりますが、その次に動いた時に信号がありますから、そこで一定の歩行者との分離はできることとなります。

ついでに申しますと、左折というのは、南進する車が右折して図書館に入ろうとすると、交差点が近いので、ここで交差点内に進入できない車が次々と出てしまうことがありまして、北側からの右折進入

は禁止し、更に同様のことが、Bから南進したいがために右折しようとする、今度は両方に渋滞を起こすということが出てまいります。そういうことで、左折、左折というような取り扱いで行こうかと思っておりますが、おそらくガードマンを置かないと整理できないのではないかと考えています。

市民図書館長

現在でも、Bから出て北へ行った交差点は、日曜市と信号で、車と人が行き交っている所です。そこに図書館ができることによって、進入する車が増える可能性は出てくるわけですが、私たちが調査した通行量調査では、日曜日の方が平日より車は少なかった。高知の人間は、大体日曜日には車で行かないようです。県外ナンバーの車が比較的目立つというような調査結果でして、開館当初は人の配置も考えないといけないと思いますが、一定落ち着いて定着してくれば、現在のような形になるのではないかと考えています。

松原教育長

基本計画の案が取れるまでのスケジュールを教えてください。

市民図書館長

この案については、本日この教育委員会にご報告しましたが、この後6月議会の経済文教委員会でもご報告をする予定です。それから県議会でも同様の手続きと聞いておりますので、県議会が終わった段階で、必要なお報告が終わる形になりますので、その後、この「案」を取るための教育委員会としての決定を7月上旬、中旬辺りをお願いしたいと思っているので、この「案」が取れるのは、この次の教育委員会をお願いするという形になります。

松原教育長

県と市の議会が終わった段階で、いろいろな意見がたくさん出る可能性もあるし、それを基にして県と市の教育委員会を開いて正式決定をしていくという流れですね。

西森委員

先ほどご説明いただいた20ページの新図書館の主要構成ということで平面的に整理されることは大変だったと思うのですが、これを更に立体化するというのは大変だと想像しますが、それに向けての青写真づくりは徐々に始められているのでしょうか。

市民図書館長

我々なりに、描いてみたことはありますが、やはり建築の専門家あるいは図書館建築の専門家も交えてやっていかないと、なかなかうまくいかないということで、それは設計作業の中でやっていきたいと考えています。

もう一つ大きい論点として、18ページの書庫のところ、前回は報告しましたが、書庫につきましては、基本計画ではありますが、「各階に設ける場合は」というのと、「一部の階に集約して設ける場合は」というように、場合、場合という書き方になっています。だから基本計画でも、我々として決め切れないところがあります。と申しますのも、一つの階層に書庫を全部集約しますと、別の階層に物凄く広い開架スペースが取れて、空間としてはインパクトがありますが、移動距離とか機能的には若干どうかという議論があります。各階に設ける場合は、書庫棟みたいなのを建てて、それぞれ開架スペースができますので、蔵書とカウンターとの関係はより機能的にはなりますが、場合によっては、利用者の上下運動が発生することになります。その辺りどちらがいいかで、平面プランが変わってくるところをまだ残しています。その辺りは各現場の職員の意見、各図書館建築の専門家のご意見を聞きながら詰めていきたいという段階でございます。

野本委員長

県も市も貴重な資料がありますね。そういう蔵書も全部ここへ収めるのか、それともどこか他に分散

をしていくか、そういうのは決まっていますか。

市民図書館長

県立図書館も市民図書館も、近代の出版物も含めかなり貴重な資料を保存しています。それにつきましては、基本的に和装本書庫、貴重書庫へ移す予定です。県は新歴史資料館も建設中ですし、岡豊には県立歴史民俗資料館があります。津波を考えたとき岡豊の上に津波は来ませんので、県の方はもしかしたら、その施設の目的によっては資料の揺り動かすはあるのかも知れませんが、そこはまだ詳しくは聞いていません。

市の方は、市民図書館にある貴重な資料は、基本的には新図書館に移していこうという考え方です。災害のことがあります。今回の東日本の地震を見ても、基礎がしっかりしたコンクリートの建物自体は倒れていません。1階なり2階に津波は来ますし、浦安市のように地面が液状化することはありませんが、建物はしっかりしていますので、今回の施設も一部倒れやせんかというご心配が有るかもしれませんが、基礎をしっかりとって、建物そのものはちゃんと残すようにしたいと思っています。

人の避難施設としても対応しないといけないので、建物の上の方が倒れたらどうしようもないわけでございまして、そういう前提ですので、貴重書庫の中の資料は守られると思っています。

野本委員長

この件に関しては、よろしいですか。

それでは次にまいります。

次は、「高知市立学校教職員の交通違反に係る措置について」ですが、この件は、人事案件のため秘密会といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定により秘密会とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6号の規定に基づき、会議録に記載しない。

野本委員長

秘密会を解きます。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時50分

署名

委員長

3番委員